

## 国基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）の改正の趣旨

- 保育所等における障害のある子供や医療的ケア児の受入れが増加
- 多様なニーズを抱えた子供について、インクルージョンの観点から保育所等の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援の確保・充実が必要
- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理職等の専門職の活用等を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進

## 改正府令等の内容（令和8年4月1日施行）

- 理学療法士等（※）を、1人に限り、保育士とみなすことができることとする。  
ただし、理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

### ※ 「理学療法士等」

以下のいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者

- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 言語聴覚士
- ・ 心理担当職員
- ・ 障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、  
障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもの

「子育てに関する知識及び経験を有する」とは、  
・ 保育所等における勤続年数3年以上 又は  
・ 子育て支援員研修の修了

〔保育所等には、一時預かり事業のほか、子育て援助活動支援事業や、地域子育て支援拠点事業、障害児通所支援、児童発達支援センター、保育所等訪問支援事業、医療機関等で未就学児に直接関わる業務への従事も含む〕

- 理学療法士等及び看護師等※が保育を行う場合には、当該保育所の保育士（当該特定理学療法士等が保育を行うに当たって支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

※ 従来から可能としている看護師等を保育士とみなす特例  
（看護師又は保健師を、1人に限り、保育士とみなすことができる）

- 令和8年4月1日から都規則改正までの間は、国の基準を、都の規則で定める基準とみなす

## 都の対応

改正府令に準じて、都の規則「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」を改正